

| Title        | 阪大法学 72巻 3-4号 巻頭の辞                 |
|--------------|------------------------------------|
| Author(s)    | 瀧口,剛;松本,和彦                         |
| Citation     | 阪大法学. 2022, 72(3-4)                |
| Version Type | VoR                                |
| URL          | https://hdl.handle.net/11094/89701 |
| rights       |                                    |
| Note         |                                    |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

とともに、 令和四年三月三一日、 先生に対する私たちの感謝と惜別の思いを込めて、ここに「阪大法学」特集号を刊行し、 谷口勢津夫先生が大阪大学大学院高等司法研究科を退職されました。先生の業績を称える 先生に捧げま

す。

年四月に同教授に昇任され、平成一四年四月から平成一五年三月まで同大学企画室長、平成一四年一〇月から平成 学研究科公法専攻博士後期課程を認定退学、 公法専攻修士課程を修了、 五年三月まで同大学法曹養成高等教育研究所長を務められました。そして、平成一六年四月に大阪大学大学院高 谷口勢津夫先生は、 昭和五六年三月に京都大学法学部を卒業され、昭和五八年三月に京都大学大学院法学研究科 昭和五九年四月に甲南大学法学部助手に採用され、昭和六一年三月に京都大学大学院法 同年四月に甲南大学法学部講師、 昭和六三年四月に同助教授、 平成六

の教科書である 心とする外国法への深い学識を背景とした講義・演習により、 教育面では、法学部、大学院法学研究科および高等司法研究科において、税法関係科目を担当し、 法学研究科において、 『税法基本講義』(弘文堂、初版二〇一一年)をはじめとする多数の教材を執筆・公刊され、さら 社会的意義の大きい教育的功績として特筆されます。 国税庁および税関からの現役職員の派遣を継続的に受け入れて修士学位論文の執筆を指 多くの学生を指導されました。また、 定評ある単著 ドイツ法を中

等司法研究科教授として本学に着任されました。

研究面では、 とりわけ、 単著の研究書である『租税条約論: 租税条約の解釈及び適用と国内法』(清文社、一九

外においても多数の論文を公刊されました。 文社、二〇二一年)を刊行されています。その他の論文も多数にのぼり、租税法律主義、 現在、第七版まで版を重ねています。さらに、谷口先生の研究の柱の一つである租税法律主義を基軸にして、 書として執筆された前記 を受賞されました。『租税回避論』 九九年)および から平成二六年三月まで研究科長を務め、 通じて、海外の研究者との交流 広い論点について重要な研究成果を公にされました。また、三度のミュンヘン大学(ドイツ)での在外研究などを 更正の請求の排他性を理由に課税処分取消訴訟に係る訴えの利益を否定する裁判例の批判的検討等の、 量の統制、法人税法二二条四項の定める公正処理基準の意義、租税回避否認規定に関する要件事実論の意義と限 務・会計等の専門家向けの解説を行った雑誌連載を基礎にして『税法の基礎理論』 論文集「二部作」を完成されました。また、長年の研究の蓄積を踏まえて、主として法科大学院の学生向けの教科 グラフィーである を集大成した論文集であり、 われました。『租税条約論』は租税にかかる先端的・国際的問題の研究として高く評価され、 学内行政においては、高等司法研究科において、平成一八年四月から平成二二年三月まで副研究科長、 『租税回避論 『税法創造論―税法における法創造と創造的研究―』(清文社、二〇二二年)を刊行され、 『税法基本講義』は、 税法解釈学の中心問題に関する重厚な研究となっています。そして、 ・親交を深め、 税法の解釈適用と租税回避の試み―』(清文社、二〇一四年) は、先生の研究の柱の一つである租税回避に関する過去約一○年にわたる論文 同研究科が法科大学院として厳しい競争的環境に置かれる中、 税法・税法学の全体像を明快に描き出して多くの読者に迎えられ ドイツの著名な研究者の記念論文集への寄稿を求められるなど、 ―租税法律主義論の展開 税務調査に関する行政裁 に結実した研究を行 第八回租税資料館賞 もう一冊の 同年 通算八年 研究 · 应 月 (清 税

間にわたって、

研究科運営の中心を担い、

研究科の発展に尽力されました。特に、研究科長としては「学生第一主

義」を掲げ、専門職大学院である高等司法研究科にとって最も重要な課題である教育の充実に大きな貢献をされま した。その他、平成二三年四月から平成二七年三月まで大阪大学法務室長として大阪大学において生じた法的問題

への対応にも当たられました。

す。また、各種国家試験委員として、平成一九年から二七年まで司法試験考査委員、平成一八年から平成二五年ま 事およびIFA(International Fiscal Association)日本支部理事を務められ、学会運営の中心を担っておられま 的知見を生かした社会的貢献を重ねておられます。 査会委員(令和四年から会長)として、審査請求にかかる諮問を受けて審理および答申の作成に当たるなど、 員(平成二二年から会長)として多数の収用案件の審理および裁決等に携わり、令和二年からは大阪府行政不服審 で公認会計士試験委員を務められました。さらに、行政実務との関わりでも、平成一八年から大阪府収用委員会委 学外においては、令和元年より日本税法学会理事長に就任され、その他、 租税法学会理事、 資産評価政策学会理

るとともに、これまでと同様私たちに対してご指導賜りますようお願い申し上げて、巻頭の言葉とします。 てこられました。ここに、谷口先生に対しあらためて深い敬意と感謝を捧げ、先生のますますのご健勝をお祈りす このように、谷口先生は、長年にわたり、大阪大学において教育・研究・学内行政、さらには社会貢献に尽力し

令和四年一一月

大阪大学大学院高等司法研究科長 松 本 和 彦大阪大学大学院法学研究科長 瀧 口 剛大 阪 大 学 法 学 会 評 議 員 長 瀧 口